

新型コロナウイルス対策について（指針）
－学校での生活の仕方と教育課程の管理（令和4年3月25日現在）－

南島原市立口之津小学校

I 児童の学校生活について

1 健康観察

- ① 健康観察カードによる登校前の健康観察を行う。
項目は、朝の体温・止まらない咳・だるさ（倦怠感）・息苦しさ（呼吸困難）・その他の5項目。
- ② 発熱などの風邪症状がある場合は、解消するまで自宅等で休養することを徹底するため、「出席停止」扱いとする。
- ③ 教職員及び来校者の健康チェックも継続する。項目は、体温・体調の2項目。
- ④ 同居の家族等の風邪症状がある場合も、解消するまで「出席停止」扱いとする。

2 マスク着用

- ① 学校生活においては、原則、マスク着用とする。
ただし、登下校・体育・給食の「いただきます」から「ごちそうさま」の間・運動場で活動する時・身体的距離が確保できている時は、着用しなくてもよい。
- ② マスクの準備は、原則保護者負担とするが、学校でも常時予備を確保する。
- ③ 職員も同様とする。

3 手洗い

- ① 石鹸で洗う。登校後すぐ・運動場などの校舎外から教室に戻る時・給食の前後・掃除後には、必ず洗う。
- ② 手のひらと手のひら、手のひらと手の甲、その逆、指と指など、30秒ぐらいかけて丁寧に洗う。
- ③ 手指消毒については、職員の管理のもと、給食及びフッ化物洗口時に、アルコール消毒を行う。

4 換気

- ① 教室の窓は、原則常時開放する。ただし、空調を利用する（室温26℃以上・15℃以下）時は、暑さや寒さを考慮しながら弾力的に対応する。
- ② 空気清浄機を常時使用する。（特別支援学級は病弱学級のみ設置）
- ③ 特別教室・保健室・教育相談室、職員室・校長室・会議室及びランチルームも同様とする。（空気清浄機は保健室・職員室・校長室に設置）

5 消 毒

- ① 児童や職員が使用する頻度により、毎日消毒する箇所と定期的に消毒する箇所を分別し、全職員で分担して行う。
- ② 多くの児童が触れるトイレ、体育館のドアの取っ手や階段の手すり、スクールバスのシートの取っ手は毎日行う。
- ③ 教室のいすや机は、毎週1回行う。

6 身体的距離の確保

① 教 室

- ・机と机の距離を前後左右机1個分以上離す。児童数が多い学級は、背面掲示板を移動し、教室のスペースを広くする。

② 特別教室

- ・教室の人数上限を決め、上限以上のいすは撤去する。

理科室・図工室・家庭科室	27席	5年生は、原則教室で学習し、必要不可欠な時のみ使用する。
音楽室	35席	歌う時は、マスク着用のまま2mの距離をとり、同じ方向を向く。

③ 職員室

- ・対面の机と机は、パソコンコードが可能な限り離し、側面については、高さ130cmのシールドを立てる。

④ 図書室・ホール

- ・テーブルは、1人掛けもしくは2人掛けにし、密を防ぐ。

⑤ 学童待機場所

- ・日陰に児童いすやベンチを置き、いす1個分の間隔で、同じ方向を見て座れるようにする。

⑥ 会議を行う場合

- ・職員室の場合は、原則30分以内とする。それを超える場合はランチルームを使用する。
- ・会議室の場合は、原則8人までとする。それを超える場合はランチルームを使用する。（原則60分以内）
- ・ランチルームの場合は、原則27人までとする。（原則60分以内）

⑦ その他

- ・ランチルームで親子給食を行う場合は、1学級の親子の人数まで許容する。その場合は、テーブル間を離すなど、距離を確保する。
- ・その他、必要に応じて協議する。

7 学校安心メールの整備

- ① 緊急時の連絡は、学校安心メールを使用する。そのため、全家庭に加入をお願いする。なお、加入できない家庭には、教頭か学級担任が、確実に連絡する。

8 社会体育との連携

①対外試合などの活動の範囲は、感染段階に応じて発出される教育委員会からの通知を遵守する。

9 参 考

- ・まん延防止等重点措置期間中の対策強化
(1月26日・28日・2月14日付保護者宛通知)
- ・学級閉鎖措置の基準
(1月26日付南島原市教育委員会通知)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について【3月4日現在】
(3月8日付南島原市教育委員会通知)